

この利用規約は、金城交通株式会社（以下「当社」がサービス提供する、みにくる（EV ミニカー）観光ガイドツアー「UCHINADA CRUISING」（以下「ツアー」）を利用するお客様に遵守していただく事項について規定しています。ツアーへの参加申込をいただくことにより、以下の参加規約の全てにご同意いただいたものとみなします。

1.適用

本規約は、当社がサービス提供をするツアーの予約申込をする全ての方（以下「利用者」）に適用されます。

2.予約申込

- 1) ツアーの予約申込は、当社が案内する専用申込フォームにて行います。
- 2) 予約申込は、当社からの予約確定の通達をもって成立となります。
- 3) 利用者は、予約が成立した場合でも、当日の悪天候やその他の理由によりツアーが開催されない場合があることを予め了承するものとします。
- 4) 利用者は、当日の悪天候により途中でツアーが中止になる場合、料金の返金を行わないことを予め了承するものとします。
- 5) 利用者は、予約したツアーへの参加が出来なくなった場合、速やかに当社に対しキャンセルの通知を行ってください。無断キャンセルの場合、利用者は当社からの料金請求に応じるものとします。
- 6) 無断キャンセル等当社が悪質だと判断した場合、必要に応じて損害賠償請求等の措置を講じることができるものとします。

3.利用者資格

当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、該当利用者に対し、事前に通知することなく、本サービスの一部または前部の利用を停止することができるものとします。

- 1) 運転免許証を所持していない場合。
- 2) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
- 3) 登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合。
- 4) 当社への迷惑行為が発覚した場合。
- 5) その他、当社が利用者を適当でないと判断した場合。

4.サービスの停止・中止・廃止

当社は、以下各号の事由に起因する場合、本サービスの全部または一部を停止・中止・廃止できるものとします。

これに起因して、利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 1) 本サービス提供のための定期的または緊急にシステムの保守または点検を行う場合。
- 2) 天災、火災、停電等の非常事態により本サービスの運営をすることが不可能となった場合。
- 3) 第三者からの本サービスへの不正アクセス、有害なコンピュータープログラム等により本サービスの申込、提供ができない場合。
- 4) 法令等に基づく措置により本サービスが提供できない場合。
- 5) その他、当社によるサービス提供が困難であると判断した場合。

5. サービス利用の注意事項

利用者は、本サービスの利用にあたり以下の各号の内容を十分に理解したうえで参加するものとします。

- 1) 道路交通法（運転免許所持、酒気帯び運転の禁止・酒酔い運転の禁止、シートベルト着用、制限速度等）を遵守してサービスを利用します。
- 2) ガイドの指示、先導に従い、サービスを利用します。
- 3) 自身の健康状態をチェックし、万全の体調でサービスを利用します。

6. 補償内容

利用者のツアー中の運行に起因する破損、負傷の補償は、主催者の加入する以下の保険の補償範囲内

かつ保険対応が可能な場合のみ、保険会社を通じて行われるものとします。利用者の携行品の破損、盗難、紛失は補償の対照とはなりません。

また、自動車（EV ミニカー）を運転している以外のフリータイムにおける、お客様ご自身の責による事故、怪我、負傷等につきましては、当社は一切の責を負いません。

〈主催者加入保険内容〉

【車両保険】 EV ミニカー車両の補償 50万円（自己負担額 50,000円）

【対人・対物保険】 相手への賠償 無制限

【人身傷害保険】 3,000万円（1名につき）

ロードサービス付帯

※自動車損害賠償責任保険（自賠責）には加入しています。

7. 著作権の権利帰属

当社ホームページに掲載されているコンテンツ（記事、写真、映像等）に関する所有権及び知的財産権は全て当社またはそのライセンサーに帰属しており、無断で複製、配布、転載することを一切禁止しております。

8. 本規約の改定

当社は、本規約やサービス内容等を予告なく変更することがあります。

9. 分離可能性

消費者契約法その他の法令等により本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

10. 準拠法、管轄裁判所

本規約の準拠は日本法とします。利用者と当社は、本規約に関連する訴訟について、金沢簡易裁判所を第一番の専属的合意管轄裁判所とします。